平成２９年（再イ）第１号
山口県宇部市昭和町４丁目11番45―203号サントノーレ昭和町
再生債務者　籾山　利明
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月11日まで
平成29年３月14日　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（再イ）第１１号
鹿児島県姶良市平松4665番地５
再生債務者　松元　浩志
1　決議に付する再生計画案　平成29年２月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月11日まで
平成29年３月14日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２８年（再イ）第６３号
北九州市八幡西区御開４丁目14番15号
再生債務者　西田　　孝
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成29年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成29年３月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３１５号
東京都大田区上池台３―22―４
再生債務者　疋田　利幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成29年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第２５８号
札幌市豊平区平岸４条10丁目４番７号　コーポひじり201号
再生債務者　芝木　美絵
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年３月14日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号
静岡県田方郡函南町柏谷937番地の３
再生債務者　小澤健次郎
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月17日から平成29年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第７号
静岡県駿東郡長泉町竹原117番地の５
再生債務者　大沼　庸彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年３月27日まで
平成29年３月13日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第８号
埼玉県川越市石原町１丁目６番地11　（山吹の郷403号室）
再生債務者　小名木要一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第２号
福島県いわき市平字北目町88番地の１　メリーゴールド203
再生債務者　小畑　健治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月14日
福島地方裁判所いわき支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成29年３月23日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
(1)　小学校教諭一種免許状、静岡県教育委員会、宮崎県、林　　秀憲
(2)　中学校教諭一種免許状　音楽、静岡県教育委員会、宮崎県、林　　秀憲
(3)　高等学校教諭一種免許状　音楽、静岡県教育委員会、宮崎県、林　　秀憲
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年三月十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は平成二十九年二月二十七日付官報（号外第三十八号）七十九頁に掲載しております。
平成二十九年三月二十三日
札幌市中央区南八条西二十六丁目一番地一
（甲）株式会社ピイラ
代表取締役　大河内秀太郎
札幌市北区東茨戸二条二丁目七番二〇号
（乙）株式会社フェリス
代表取締役　大河内秀太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月十三日
掲載頁　一八九頁（号外第四十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月十三日
掲載頁　一八九頁（号外第四十九号）
平成二十九年三月二十三日
兵庫県姫路市土山東の町一四番一〇号
（甲）日製興産株式会社
代表取締役　桂井　善章
兵庫県姫路市土山東の町一四番一〇号
（乙）日製興産株式会社
代表取締役　桂井　善章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月二十三日
札幌市南区澄川一条二丁目七番一一一〇二号
合同会社ヴィッドキッズサポート
代表社員　齊藤慎太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社イナバプラニングカンパニーとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月二十三日
埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目七六九番一号サンビル一〇二
合資会社イナバプラニングカンパニー
代表社員　稲葉　晴一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はプラム株式会社とします。本組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年三月二十三日
東京都北区赤羽西二丁目二六番一一号
合名会社梅の木
社員　溝端　洋子